

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和62年6月下旬からA社に勤務し、同年7月1日から厚生年金保険に加入した。63年2月11日に滑って転んで負傷し、その後、会社を休んでいたため給料の支払いは無かった。そのため会社を退職することとした同年7月まで厚生年金保険料等は、会社に持参し女性事務員に納付していた。また、同社に同年7月31日で退職すると電話連絡し、同年8月1日から国民年金に切り替えている。それにもかかわらず、同年7月31日を資格喪失日とされていることに納得できないので、調査の上、同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和63年2月11日に負傷し、会社を休んだが、休んでいた時に支払われた同年3月の給料から同年2月の厚生年金保険料は控除されていたと思う。その後給料は支払われず、退院後の同年5月に同年3月から同年5月までの3か月分、同年6月及び7月の保険料については、毎月、月末までに会社の女性事務員に持参していた。」と具体的に供述しているところ、当該事業所の元女性事務員は、「従業員の雇用保険の離職日は離職した日で届出していた。厚生年金保険の資格喪失日

は離職した日の翌日で本社に報告していたと思う。」と供述している上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を受領したか否かについては、「申立人の名前は知っている。しかし、誰から、いつからいつまでの分を、いつ、いくら受け取ったかまでは思い出せない。何らかの事情で会社を休んでいた人が保険料を持参した場合、保険料は受け取っていた。」と供述しているほか、当該事業所B工場の元従業員は、「名前をはっきりしないが頭を打って会社を休んでいた女性はいた。その女性は休んでいた期間に何回か会社に来ていた。」と供述し、他の元事務員は、「申立人と同じ名字に記憶はある。申立人かは分からないが、会社を休んでいた期間、会社に保険料を持参していた人はいたと思う。」と供述しており、これらの供述は申立人の主張と符合していることから、申立人の主張に信憑性も認められる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料等について、「持参した保険料は、全部で月1万円は超えていなかったと思う。」と述べているところ、当時の保険料率及び標準報酬月額から試算した社会保険料額は、約9,030円であることが確認でき、おおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における昭和63年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認する資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれなことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月1日から50年7月1日まで
② 平成8年10月1日から9年10月1日まで

A社での申立期間の標準報酬月額について、ねんきん定期便で示された金額が実際に支給されていた金額より極端に低額で記載されている。昭和49年11月から50年6月までの期間は18万円、平成8年10月から9年9月までの期間は56万円の標準報酬月額である。申立期間の標準報酬月額について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は16万円と記録されているところ、A社が保管している平成8年10月から適用される健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しにより、申立人の標準報酬月額は56万円と確認できる。

また、当該事業所からB厚生年金基金に提出された平成8年10月から適用される厚生年金基金加入員標準給与決定通知書により、申立人の標準報酬月額は56万円であったことが確認できる上、C連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」にも申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は56万円と記載されている。

さらに、当該事業所の元社会保険事務担当者は、「基金の算定基礎届は5部複写だったと思う。基金に提出した書類と社会保険事務所に提出した書類については、自分がチェックをして提出していたので、異なる数字を記載することは考えられない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載に不自然さはない上、申立人と同様に標準報酬月額が低下している元同僚は、「給与明細書は持っていないが、現場手当の変動があったことは覚えている。」と供述している。

また、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持していない上、当該事業所は、「申立期間に係る賃金台帳、標準報酬確認通知書等に関しては、廃棄処分した。」と回答しており、申立期間①において申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで
② 昭和 60 年 3 月 16 日から同年 8 月 16 日まで
③ 昭和 60 年 9 月 9 日から 61 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 61 年 3 月 17 日から同年 8 月 14 日まで
⑤ 昭和 61 年 9 月 8 日から 62 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

私は、出稼ぎ先の会社を選ぶ時の条件として、厚生年金保険と健康保険の加入を前提としていた。

申立期間において、A社に季節労働者としてB業務で勤務し、支給された給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについて、雇用保険の加入記録、元同僚及び元社員の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節労働者や日雇労働者が厚生年金保険に加入することはなかった。昭和 61 年からの厚生年金保険及び健康保険の書類はあるが、申立人の名前は無かった。」と回答している上、当該事業所で総務経理を担当していた元社員は、「申立期間当時、季節労働者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当該事業所で

は、季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうち、一人は、「申立期間頃、一緒に働いていた。」とし、一人は、「申立期間には、A社では一緒に働いていない。」としているが、いずれも「厚生年金保険の加入については分からない。」としており、具体的な証言を得ることはできなかった上、当該元同僚一人のオンライン記録を確認したが、当該事業所における厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、申立人の妻から提出されたスケジュール手帳の記載内容からは、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 748 (事案 452 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 21 日から 34 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 30 年 2 月 5 日から同年 8 月 18 日までの A 社及び同年 8 月 21 日から 34 年 2 月 21 日までの B 社に勤務していた申立期間の脱退手当金が支給済みとされていることについて、受給した記憶も無いことから記録確認の申立てをしたところ、第三者委員会で記録訂正不要の判断がなされたが、どうしても納得できないので B 社について再申立てする。

再申立てに当たって、新たな資料は無く、また、新たに当時の同僚の名前を挙げることもできないが、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 7 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人と同じ同年 2 月前後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給記録のある元同僚 56 人のうち 55 人が、申立人と同様に、資格喪失後の約 6 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は申立期間に係る脱退手当金について、

「受給した記憶も無く、どうしても納得できない。」と主張しているが、申立人からは新たな資料の提出は無く、また、新たに当時の元同僚の名前を挙げることもできず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められないこと、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
私は、出産と子育てのため、A社を退社した。日本年金機構の記録によると、申立期間について、脱退手当金が支給されたこととなっているが、自分では受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約8か月後の昭和44年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B年金事務所には申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されていることから、申立人に対して脱退手当金が支給されたものとするのが妥当である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。